

平成29年1月26日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成29年1月26日（木） 午前10時5分 ～ 午前11時40分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	安福 正寿
委員	月村 時子	教育次長	高木 俊明
委員	野原 正美	義務教育総括監	水川 和彦
(土屋嶋委員、森口祐子委員は欠席)		教育総務課長	國島 英樹
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育総務課課長補佐	藤根 隆
		教育財務課長	小林 法良
		教職員課長	坂井 和裕
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	服部 和也
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		学校支援課教育主管	高田 広彦
		特別支援教育課長	林 雅浩
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	古田 憲司

3 議事日程等

議第1号、議第2号、事務局報告(1)、(2)及び(3)について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成28年12月26日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発言者	発言内容 () 書きは事務局発言
<p>報第1号</p>	<p>教育に関する事務に係る議案に対する意見について（議会開会後により公開）</p>
<p>教職員課長</p>	<p>本議案は、地教行法第29条の規定により、平成29年第1回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る議案について、岐阜県知事より意見を求められたため、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条の規定により、平成29年1月20日付けで異議ない旨、専決したのでその報告をし、承認を求めるものである。</p> <p>条例の改正の概要について説明する。義務教育学校が、平成29年4月1日から県内に設置されることに伴い、二つの県の関係条例について所要の規定整備を行うものがある。対象となる条例は、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例」および「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」である。</p> <p>具体的には現行の条例本文にある小学校、中学校等の学校種に、義務教育学校を追加するものである。</p> <p>実際に設置される2校のうち、1校は、羽島市の桑原学園である、これは、桑原小学校と桑原中学校が、義務教育学校として新たにスタートするものである。もう1校は、白川村の白川郷学園である。同じように、白川小学校と白川中学校が、義務教育学校として新たにスタートするものである。</p> <p>18頁から19頁が条例改正の議案であり、20頁から23頁までが新旧対照表である。20頁の中ほどのサイドラインにあるように、「小学校」とあったものを「小学校又は義務教育学校の前期課程」に、「中学校」とあったものを「中学校又は義務教育学校の後期課程」に改正している。これは、義務教育学校では、小学校相当を義務教育学校前期課程、中学校相当を義務教育学校後期課程としているためである。</p>
<p>月村委員</p>	<p>義務教育学校とは、どのような学校であるのか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>義務教育学校は、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校である。</p> <p>桑原小学校と桑原中学校、白川小学校と白川中学校は、同じ場所にある小学校と中学校であるが、ひとつの学校になる。組織としては、校長が1人、教頭が2人になる。教育の内容は、義務教育を9年間で一貫して行う。</p>
<p>月村委員</p>	<p>岐阜県では義務教育学校は初めてとなるのか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>その通りである。全国には、義務教育学校は二十数校ある。</p>
<p>月村委員</p>	<p>学習する内容については、小・中学校と特に変わらないのか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>決められた学習内容を学ぶという点では変わらない。</p>
<p>義務教育総括監</p>	<p>白川小学校、白川中学校には、それぞれ、校長がいたが、白川郷学園では校長が1人になる。</p> <p>子どもたちにとってのメリットは幾つかあるが、例えば、白川小学校、白川中学校のように、単学級の学校では、先月の定例教育委員会でも話題になったように、中学校に全ての教科の専門の先生を置くことができない。例えば、技術や美術の先生を、単学級の学校ではなかなか置くことができない。</p>

ホームページ公開用

	<p>しかし、義務教育学校であれば、9 学年分の先生を配置できるため、小学校 1 年生から美術の専科の先生の授業を受けられたり、小学校に英語の免許をもった先生がいないため小学校英語が始まったときに困ることになって、中学校が 3 学級しかなければ、中学校の英語の先生の授業時数にゆとりがあるため、小学校の 5, 6 年生から、子どもたちは中学校の英語の先生に教えてもらうことができる。</p> <p>或いは、中学校 1, 2, 3 年生が、7, 8, 9 年生といった呼び方になるとすれば、これまでは、小学校に籍を置いていた先生が、中学校の部活動を指導することはなかったが、義務教育学校（前期課程）にいる先生のなかで、運動の得意な先生が部活動の指導を行うこともできる。</p> <p>大規模な学校では、義務教育学校にすることで煩雑さが増えたりするかもしれないが、隣接している単学級の小・中学校ではメリットが大きい。</p> <p>白川は、小学校と中学校の校舎がつながっている。桑原は、小学校と中学校で校舎は別だが運動場は同じである。今までは、わざわざ教員に兼務をかけて、中学校の先生が小学校にも指導にいかねばならないといった意識で授業を担当してもらっていた。</p> <p>しかし、義務教育学校になれば、先生方は皆、9 年間をかけて子どもたちを育てるといった意識になり、子どもたちにとってのメリットが大きいと我々は考えている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>我々も（平成 23 年度に教育委員会の県内視察で）白川小学校、白川中学校に行った。私が住んでいる清見地区でも、かつては中学校は 2 学級であったが、1 学級になり、さらに 1 学級の生徒の数がかなり少なくなっている。今は、生徒が多いときの 3 分の 1 くらいになっており、中学校の校舎の半分くらいが空き部屋である。</p> <p>過疎化の問題でいうと小中一貫校としての統合は仕方がないと思うが、一方で、中高一貫校の道が途絶える懸念がある。</p> <p>ドイツの教育制度では、大学に進学しない子どもたちはマイスターの学校に行くなど、小学校 4 年生から 5 年生に上がる時に進路を決める。世界的にはいろいろな教育のパターンがある。</p> <p>海外の中高一貫校だと、入学して直ぐに、進学したい大学ではなく、将来、何をしたいのか聞かれる。中高一貫教育では、（小学校）6（中高等学校）6 制になるが、今の（小学校）6（中学校）3（高校）3 制だと、3 年は短いので、中学校ではどの高校に進学するか、高校ではどの大学に進学するか悩むなど、大きく人生の進路を考える上での課題もある。</p>
<p>教育長</p>	<p>今年の 4 月に、この 2 校が義務教育学校になるが、その後、義務教育学校になる可能性がある学校を把握しているか。</p>
<p>教育総務課 課長補佐</p>	<p>岐阜県では今のところ、この 2 校以外、市町村からの要請、報告はない。</p> <p>義務教育学校については、東海地方初といった新聞報道がされたが、三重県の津市でも来年度から義務教育学校が 1 校開校する予定であるといった情報が入っている。</p>
<p>教育長</p>	<p>東京の立川で、小中高一貫校の構想がある。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>白川村は、小中高一貫校にした方がよいのではないかと。</p> <p>私の息子が、清見村から何故、海外の学校に行ったかという、高山市に下宿するよりも、スイスに行った方が負担が少なかったからである。</p> <p>ただし、白川村では、高校として学校が成り立つかといった問題はあります。</p>
<p>教育長</p>	<p>報第 1 号について、挙手により採決する。</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成により承認する。</p>

ホームページ公開用

議第1号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）

教職員の懲戒処分について諮り、可決された。
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第2号 社会教育及び文化行政に関する事務の知事部局への委任について（非公開案件）

社会教育及び文化行政に関する事務の知事部局への委任について諮り、可決された。
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

事務局報告

（1）第2回学区別意見交換会の意見概要について（非公開案件）

第2回学区別意見交換会の意見概要について報告した。
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

（2）新子どもかがやきプラン（素案）について（非公開案件）

新子どもかがやきプラン（素案）について報告した。
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

（3）岐阜県現代陶芸美術館協議会委員の任期満了に伴う委員の一般公募について（非公開案件）

岐阜県現代陶芸美術館協議会委員の任期満了に伴う委員の一般公募について、報告した。
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

（4）平成30年度全国高校総体・平成29年度全国スキー総体開催概要について

体 育 健 康
課 長

本県で開催される平成30年度全国高校総体、及び平成29年度全国スキー総体開催の準備概要についてご説明する。

全国高等学校総合体育大会は、一般にインターハイといわれている高校生最大のスポーツの祭典であり、平成30年度に本県で開催する。

当初は、各都道府県の単独開催であり、本県でも2000年に岐阜総体を開催したが、平成23年度からは全国を9つのブロックに分けたブロック開催となった。

開催状況にあるように、平成30年度は東海ブロックで開催し、三重県が主会場県として総合開会式等を行い、愛知県、岐阜県、静岡県が協力して実施する。

また、全国スキー総体は、平成29年度に本県で開催する。冬季大会は、開催可能県が限られていることから、全国の10数県を夏季のローテーションとは別で回している状況である。

実施主体について、全国高等学校体育連盟や開催都道府県等が主催であることの他、後援、主管は、資料のとおりである。

大会期間については、平成30年度の全国高校総体が7月26日～8月20日に、平成29年度の全国スキー総体が来年の2月4日～2月8日に決定している。

全国高校総体の開会式は三重県で、全国スキー総体の開会式は、高山市の丹生川文化

ホームページ公開用

ホールで開催される。また、参加者見込数は資料のとおりであり、資料から、大会規模を推測していただきたい。

開催競技については、平成30年度の全国高校総体は、本県で全30競技のうちの5競技を開催する。また、平成29年度の全国スキー総体は、高山市でアルペン種目を、郡上市でクロスカントリー種目を、北海道でジャンプ種目等を開催する。

なお、本県で開催される競技や種目の詳細な日程及び会場については、資料のとおりである。

次に、平成30年度開催の全国高校総体のスローガン、シンボルマーク、ポスターについては、先ほどご説明した主会場県の三重県を中心に、東海4県で協議して既に決定している。(ポスターを委員に掲示。)

また、本県で開催する平成29年度のスキー総体のスローガン、シンボルマーク、ポスターについては、昨年、県内で作品を公募し、選考会議の結果、資料のとおりの被表彰者に決定した。

別紙のカラーの資料でお配りしてあるものが、決定したスローガンとシンボルマークを盛り込んだポスターである。もう一枚のカラー資料には、各部門の最優秀作品の説明を掲載している。

来月の2月15日に、次第のとおり優秀作品の表彰を行い、マスコミに情報を提供し、県内への周知を始めるとともに、他の都道府県にもポスターを配布することで全国にも周知を開始する。

今後、県内で実行委員会を設立し、開催の準備を進めていきたいと考えている。本県開催の夏季及び冬季インターハイについての進捗状況報告は以上である。

(5) 岐阜県における全国レベルの表彰について

(6) 平成28年度教育委員会行事予定について

教育総務課長

岐阜県における全国レベルの表彰について、文化部門、及びスポーツ部門の12月分を掲載しているので、ご確認いただきたい。

また、平成28年度教育委員会の本日以降の行事予定について、前回からの変更点は、1月31日に開催される「ふるさと教育フェスタ2016」の参加委員であるので、ご確認いただきたい。

閉会

午前11時40分、閉会を宣言する。